

香川県ボクシング連盟規約

- 第1条 この連盟は、香川県ボクシング連盟という。
- 第2条 この連盟事務局を、〒760-0017 高松市番町二丁目9番30号『香川県立高松工芸高等学校』に置く。
- 第3条 この連盟は、香川県におけるアマチュアボクシングを統括し、代表する団体としてアマチュアボクシングの普及、および振興をはかり、県民の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。
- 第4条 この連盟は、前条の目的を達成するために次の行事を行う。
- ① 香川県ボクシング連盟理事会【常任理事会を含む】
 - ② 香川県ボクシング連盟強化練習会
 - ③ 香川県高等学校総合体育大会ボクシング競技大会
 - ④ 香川県高等学校新人ボクシング競技大会を兼ねる
 - ⑤ 国民体育大会香川県選考会【国体四国ブロック大会の代表選手については、少年・成年共に常任理事会で決定する。尚、成年の代表選手に関しては全日本四国ブロック大会の出場権を得るものとする】
 - ⑥ 全日本選手権大会香川県代表選手、及び全日本社会人選手権大会香川県代表選手については、県大会は行わないものとする。【年3回の香川県ボクシング連盟強化練習会を参考とし、常任理事会で決定する】
 - ⑦ 各四国ブロック大会
- その他、この連盟の目的を達成するための事業
- 第5条 この連盟の会費は次のとおりとする。
- | | | | |
|-----------|------------|-----------|------------|
| ① 会長 | 年額 40,000円 | ② 副会長 | 年額 20,000円 |
| ③ 理事長 | 年額 20,000円 | ④ 常任理事 | 年額 20,000円 |
| ⑤ 理事 | 年額 20,000円 | ⑥ 競技役員 | 年額 15,000円 |
| ⑦ 選手(高校生) | 年額 6,000円 | ⑧ 選手(大学生) | 年額 7,000円 |
| ⑨ 選手(幼年) | 年額 5,000円 | | |
- 以上の金額は、役員・選手の登録料として徴収する。
- 第6条 この連盟には次の役員を置く。
- | | | | |
|--------|-------|--------|----|
| ① 会長 | 1名 | ② 副会長 | 1名 |
| ③ 理事長 | 1名 | ④ 審判長 | 1名 |
| ⑤ 常任理事 | 10名以内 | ⑥ 監事 | 2名 |
| ⑦ 理事 | 数名 | ⑧ 競技役員 | 数名 |
| ⑨ 審判員 | 数名 | ⑩ 各委員 | 数名 |

- 第7条 この連盟の役員選任は、総会で行う。
新規役員は、すべて競技役員とし、総会出席者の4分の3以上の賛同を得て理事とする。
- 第8条 この連盟の総会ならびに理事会【常任理事会】での議長は、会長とする。
- 第9条 この連盟に常任理事【10名以内】を置く。
- 第10条 常任理事は、この連盟の常任理事会に必ず出席できる者とし、会長・副会長・理事長の三役で選任する。
- 第11条 常任理事会での決定は、この連盟の決定事項として承諾されるものとする。
- 第12条 役員職務は次のとおりとする。
- ① 会長はこの連盟を代表し、会務を統括する。
 - ② 副会長は会長を補佐し、会長に事故がある時、また欠けた時は、会長があらかじめ指名した順序により副会長がその職務を代理し、又はその職務を行う。
 - ③ 理事長は会長および副会長を補佐し、理事会【常任理事会】の議決に基づき、この連盟の業務を掌理する。
 - ④ 常任理事は理事会を組織し、この連盟の業務を議決し、執行する。
 - ⑤ 監事はこの連盟の業務および財産に関し、次の各号に規定する業務を行う。
 - ア) 連盟の財産の状況を監査すること。
 - イ) 理事、常任理事の業務執行の状況を監視すること。
 - ウ) 財産の状況または業務の執行について不正の事実を発見した時は、これを理事会に報告すること。
 - エ) 前号の報告をするために必要がある時は、理事会を召集する。
- 第13条 この連盟の役員になろうとする者は、新規役員申請書を提出して総会で承認されなければならない。承認された者は、競技役員とする。
- 第14条 この連盟の役員任期は2年とし、再任は妨げない。
※補欠または増員により選任された役員任期は、前任者または現任者の残任期間とする。
※役員は、任期満了後でも後任者が就任するまでは、尚、その職務を行う。
- 第15条 役員が次の各号に該当するときは、理事会【常任理事会】においておのおの4分の3以上の議決により、会長がこれを解任することができる。
- ① 心身の故障のため職務の執行にたえないと認められるとき。
 - ② 職務上の義務違反、その他役員として相応しくない行為があると認められるとき。
- 第16条 役員は、報酬をうけることができない。
- 第17条 理事会【常任理事会】は年3回以上会長が召集する。ただし、会長が必要と認めるとき、役員から会の召集を請求されたときは理事会【常任理事会】を開催する。
- 第18条 理事会【常任理事会】は、理事・常任理事現在数の4分の3以上の者が出席しなければ議事を開き議決することができない。ただし当該事項につき、あらかじめ

意思を表示した者は出席とみなす。

※理事会【常任理事会】の議事は、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第19条 理事会【常任理事会】の議事の要領および議決した事項は、役員に通知する。

第20条 この連盟の資産は次のとおりとする。

※ 事業に伴う収入【香川県連盟年会費・国体県選考会参加料等】

第21条 この連盟の資産は事務局が管理し、確実な方法で保管する。

第22条 この連盟の収支予算は事務局が作成し、総会の承認をうけて決算されなければならない。

※この連盟の収支決算に剰余金があるときは、総会の承認をうけて、翌年度に繰越すものとする。

第23条 この連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第24条 この連盟に総務委員を置く。

※総務委員は、総会または理事会【常任理事会】の議決に基づき、競技会の運営およびその他、他の委員に属さない事項を処理する。

※総務委員に運営する規則は、総会または理事会【常任理事会】で定める。

第25条 この連盟に競技力向上委員会を置く。

※競技力向上委員会は、総会または理事会【常任理事会】の議決に基づき、選手の強化、指導者の養成および技術の研究に関する事項を処理する。

※競技力向上委員会に運営する規則は、総会または理事会【常任理事会】で定める。

第26条 この連盟に審判委員会を置く。

※審判委員会は、審判技術の向上、競技規則の研究および大会における審判員の割り当てに関する事項を処理する。

※審判委員会に関する規則は『一般社団法人日本ボクシング連盟競技規則』による。

第27条 この連盟に医事委員を置く。

第28条 この連盟に普及委員を置く。

※普及委員は、総会または理事会【常任理事会】の議決に基づき、普及に関する事項があれば、それを処理する。

※普及委員に運営する規則は、総会または理事会【常任理事会】で定める。

第29条 この規約は、総会においておのおの現在数の4分の3以上の議決をうけなければ変更することができない。

第30条 平成25年4月1日をもって、社団法人日本アマチュアボクシング連盟から、一般社団法人日本ボクシング連盟に移行したことに伴い香川県アマチュアボクシング連盟も、香川県ボクシング連盟に名称変更する。

制定	平成 元年
改定	平成 17年
改定	平成 19年
改定	平成 25年
改定	平成 27年
改定	平成 31年